| | | | |
|---|---|---|---|
| ス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルーマニア、ルクセンブルク、ロシア、アルジェリア、エジプト、チュニジア、モロッコ、アメリカ合衆国、カナダ、グアテマラ、バミューダ諸島、メキシコ、ニュージーランド | | | |
| 十七　（略） | （略） | | （略） |

付表

一～三十四　（略）

三十五　削除

三十六～七十三　（略）

七十四　アフリカを除く地域から発送され、アフリカを経由しないで輸入されるケドロスティス・ヒルテラの生果実

七十五　アフリカを除く地域から発送され、アフリカを経由しないで輸入されるとかどへちまの生果実

七十六　アフリカを除く地域から発送され、アフリカを経由しないで輸入されるへちまの生果実

別表二の二（第九条関係）

| 地域 | 植物 | 基準 |
|---|---|---|
| 一　（略） | あかてつ、アビウ、あんず、イエローピタヤ、いちじく、カンボマネシア・キサントカルパ、キウイフルーツ、くだものとけい、クリソフィルム・ゴノカルプム、こだちとまと、ごれんし、さくらんぼ、ざくろ、サポジラ、ジジフス・ジョアゼイロ、ズエラニア・グイドニア、せいようすもも、なし、びわ、フェイジョア、ぶどう（付表第一に掲げるものを除く。）、まるきんかん、マンゴウ、もも、ももたまな、りんご、かき属植物、きいち | 1　（略）<br>2　1の検査証明書又はその写しには、輸出国の政府機関により定められた作業計画に従い、次のいずれかの措置が行われ、かつ、*Anastrepha fraterculus*（ミナミアメリカミバエ）に侵されていないことが特記されていること。<br>一　*Anastrepha fraterculus*（ミナミアメリカミバエ）が発生していない状態が維持されている地域として輸 | |

付表

一～三十四　（略）

三十五　コロンビアから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるイエローピタヤの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

三十六～七十三　（略）

（新設）

（新設）

別表二の二（第九条関係）

| 地域 | 植物 | 基準 |
|---|---|---|
| 一　（略） | あかてつ、アビウ、あんず、いちじく、かき、カンボマネシア・キサントカルパ、キウイフルーツ、くだものとけい、クリソフィルム・ゴノカルプム、こだちとまと、ごれんし、さくらんぼ、ざくろ、サポジラ、ジジフス・ジョアゼイロ、ズエラニア・グイドニア、せいようすもも、なし、びわ、フェイジョア、ぶどう（付表第一に掲げるものを除く。）、まるきんかん、マンゴウ（別表二の付表第四十三、第五十一及び第五十三に掲げるも | 1　（略）<br>2　1の検査証明書又はその写しには、輸出国の政府機関により定められた作業計画に従い、次のいずれかの措置が行われ、かつ、*Anastrepha fraterculus*（ミナミアメリカミバエ）に侵されていないことが特記されていること。<br>一　*Anastrepha fraterculus*（ミナミアメリカミバエ）が発生していない状態が維持されている地域として輸 | |